

# U I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付要綱

平成28年5月27日制定  
一部改正 令和3年6月18日  
一部改正 令和4年7月25日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市に移住し、新たに園芸農業を始める者に対して、就農の初期投資を支援することにより、地域農業の活性化及び地方創生につなげるため、予算の範囲内において、U I J ターン園芸農業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号にかかる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地の権利取得 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農地法（昭和27年法律第229号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）のいずれかの規定による農地の権利取得をいう。
- (2) 親族 3親等以内の親族をいう。
- (3) 園芸作物 果樹、野菜及び花きをいう。
- (4) U I J ターン就農計画 営農開始日から3年後に農業収入で100万円以上かつ年間農業従事日数100日以上を目標とするものであって、実現可能性のある計画のことをいう。
- (5) 個人経営体 法人経営及び雇用就農を除く個人事業主のことをいう。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条第1項第4号の規定によりU I J ターン就農計画の認定を受けた事業とする。

## (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれをも満たす個人経営体とする。ただし、親族関係にある者が同様に各号のいずれをも満たす場合は、いずれか1人を補助事業者とする。

- (1) 主として従事する者が18歳以上の者
- (2) 県外から本市に移住した者
- (3) 既に農地の権利を取得した者、又は移住日から3年以内に農地の権利を取得した者
- (4) 移住日から3年を経過する日の属する年度内に園芸作物で営農を開始し、U I J ターン就農計画認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を市長に提出し、岡山市地域農業再生協議会担い手育成総合支援部会において、第2条第2項第4号のU I J ターン就農計画として

妥当であると認められ、市長から認定を受けた者

(5) 次のいずれかにより、一定の農業技術を習得したと認められる者

ア 就農促進トータルサポート事業実施要領（平成21年4月1日付け農営第19号岡山県農林水産部長通知）第4の2に定めるの農業実務研修事業を修了した者

イ 農業者改良助長法（昭和23年法律第165号）に規定する農業者研修教育施設である農業大学校等（社会人コースを含む。）を卒業した者

ウ ア、イに定める者と同程度の農業技術を習得したと市長が認める者

(6) 認定申請書の提出日において、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の就農準備資金・経営開始資金に定める経営開始資金、別記3の雇用就農資金による補助金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の農業次世代人材投資事業に定める次世代人材投資資金（経営開始型）及び別記2の農の雇用事業による助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金（以下「経営開始資金等」という。）の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(7) 補助金の交付を受ける年度内に経営開始資金等の交付を受けない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金対象者としな

(1) 市税を完納していない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

(3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、次に掲げるとおりとする。ただし、軽トラック等の汎用性の高いもの及び1年以上の継続使用に耐えない資材は除く。

(1) トラクター、動力噴霧器、運搬車その他の農業用機械に係る購入費

(2) 鋤、剪定ばさみその他の農業用器具に係る購入費

(3) 園芸用ハウス、果樹棚その他の園芸用施設に係る購入費

(4) ハウスビニール、農業用フィルム、マルチ、園芸用支柱、園芸用ネット、マイカ線、収穫用コンテナその他の農業資材に係る購入費

(5) 永年性作物の種苗に係る購入費

(6) その他市長の認める園芸農業の経営に必要な機械、施設、資材等に係る購入費

2 園芸用ハウス等の設置等、工事費を伴うものについては、当該購入費に工事費を含めることができる。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1000円未満の端数を切

り捨てた額)とし、100万円を上限とする。ただし、経営農地の過半を親族から権利取得している場合は、50万円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、同一のU I Jターン就農計画に対し、認定を受けた初年度及びその翌年度に限り、交付することができるものとする。ただし、既に交付した補助金の額との合計額が100万円(経営農地の過半を親族から権利取得している場合は、50万円)を超えることができない。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に、あらかじめU I Jターン就農計画の認定を受けておくものとする。

- 2 交付申請は、同一人につき、年1回とし、U I Jターン園芸農業者支援事業補助金等交付申請書(様式第2号)を、必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税納付状況確認同意書(様式第3号)とする。

(着手届及び完了届)

第8条 規則第15条ただし書の規定に基づき、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る経費支出の証拠書類
- (2) 実施状況写真等補助事業を実施したことを示すもの

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、規則第25条に定める関係書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(U I Jターン就農状況報告)

第11条 規則第13条の規定による状況報告は、U I Jターン就農状況報告書(様式第4号)を農作業日誌(様式第5号)及び出荷の状況が分かる書類等を添付して、U I Jターン就農計画の認定日から1年、2年及び3年を経過する日からそれぞれ30日以内に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

- (3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。
- (4) U I J ターン就農計画認定日から3年間、岡山市で販売を目的として農業に従事し、前条に規定する書類を指定された期日までに提出しないとき。
- (5) 前条に規定する報告等により、年間農業従事日数が100日に達していなかったことが判明したとき。
- (6) 補助金の交付を受けた年度と同一年度内に経営開始資金等の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

U I J ターン就農計画認定申請書

年 月 日

岡山市長様

申請者住所

フリガナ  
氏名

生年月日（和暦） 年 月 日生（ 歳）  
電話番号（ ） ー  
携帯番号（ ） ー

U I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付要綱（平成28年5月27日制定）第3条第1項第5号に基づき、次のU I J ターン就農計画の認定を申請します。

なお、認定のうえは、U I J ターン就農計画の目標達成のため、指導関係機関に対し、当該農業経営改善計画の写しを添付して認定された旨の通知をいただくことに同意いたします。

U I J ターン 就 農 計 画					
就農地	岡山市				
移住前県外住所					
移住日	年 月 日	農地の権利等設定日	年 月 日		
営農類型		営農開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 [ <input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月 ]				
3年後の農業収入目標	(年間農業収入の現状及び目標)				
		現 状 ( 年)	目 標 ( 年)		
	年間農業収入	千円	千円		
農業経営規模に関する目標	作目・部門名	現 状 ( 年)		目 標 ( 年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
		a	kg	a	kg
	経営面積合計				

農地に関する目標	区分	地目	所在地	現状(年)	目標(年)
	所有地			a	a
	借入地			a	a
	特定作業受託 作業受託			a	a
	農畜産物の加工 ・販売その他の 関連・附帯事業	事業名	内容	現状(年)	目標(年)
機械・施設等の導入計画	機械・施設名		現状(年)	目標(年)	
農業労働力	氏名	年齢	続柄	年間労働従事日数 現状(年)	年間労働従事日数 目標(年)
	臨時労働力(人/日)				
技術等の習得状況	研修先等の名称		所在地	専攻・営農部門	
	研修等期間				
	研修内容等				
	活用した補助金等				

- 添付資料
- 1 住民票の写し
  - 2 農地の権利が分かる書類の写し(利用権設定等)
  - 3 本人確認ができる書類(顔写真付き)
  - 4 履歴書

様式第1号（第3条関係）

U I J ターン就農計画認定申請書

岡山市長様

年 月 日

申請者住所

フリガナ  
氏 名

生年月日（和暦） 年 月 日生（ 歳）

電話番号（ ） ー

携帯番号（ ） ー

様式第2号（第7条関係）

U I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住所  
氏名

U I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の通り申請します。申請に当たっては、同規則に定める条項の適用を受けることについて同意します。

- 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の「就農準備資金・経営開始資金」に定める経営開始資金、同別記3の雇用就農資金による補助金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の「農業次世代人材投資事業」に定める次世代人材投資資金（経営開始型）、同別記2の農の雇用事業による助成金、経営継承・発展等支援事業実施要綱別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去にも受けていません。

補助年度	年度	補助金等の名称	U I J ターン園芸農業者支援事業補助金
補助金の交付金額			円
添付書類		1 U I J ターン就農計画認定書 2 機械、施設等の購入金額が証明できるもの 3 農地の権利取得が証明できるものの写し等 4 住民票の写し 5 市税納付状況確認同意書 6 その他	
※ 担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号（第7条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

住所  
氏名

U I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付要綱によるU I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、補助金等を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

様式第4号（第11条関係）

U I J ターン就農状況報告書

年 月 日

岡山市長 様

住所  
氏名

U I J ターン園芸農業者支援事業補助金交付要綱（平成28年5月27日制定）  
第11条の規定に基づき、別紙のとおり就農状況報告を提出します。

記

報告の対象となる期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類 ○農作業日誌  
○出荷の状況が分かる書類

